１１月は
「こども・女性かがやき月間」です



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和８年１０月３０日（金）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
男女共同参画推進課	男女共同参画係	松井	内線 3575 直通 058-272-8236 FAX 058-278-2611

「女性活躍推進アドバイザー」を中小企業に派遣します！
～人材確保・定着・組織力向上につながる取組を岐阜県がサポート～

県では、１１月を「こども・女性かがやき月間」として、こども・子育て世帯への支援の充実、児童虐待の防止、女性の活躍の推進に向けた様々な取組を展開します。

このたび、女性管理職登用をはじめとした女性活躍推進に向けた取組手法など、課題を抱える県内中小企業等に対し、下記のとおり女性活躍推進アドバイザー（社会保険労務士等）を派遣する事業を開始しますので、その利用事業者を募集します。

記

１　実施概要

（１）対象事業者

県内に本社又は事業所を有し、常時雇用する労働者が３００人以下の企業及び団体

※労働者数要件に該当しない場合であっても、本事業による支援が必要と認める場合は対象とします。

（２）支援内容

○女性活躍推進アドバイザーの訪問による、女性管理職登用に向けた「経年計画」の策定支援、一般事業主行動計画の策定支援、男女共に働きやすい職場環境づくり等に関するアドバイスを実施します。

○上記コンサルティングの過程で顕在化した企業の個別課題に応じて、女性のキャリア形成等を目的とした企業内研修に講師を派遣します。

※講師派遣は、事前に訪問支援を実施した企業に限ります。

（３）派遣回数

１社当たり最大６回

（４）費用

無料

２　申込方法

チラシ裏面の「個別訪問申込書」に必要事項を記入し、メール、ＦＡＸ又は持参により、下記申込先へお申し込みください。

申込書は、県ホームページ（https://gifujo.pref.gifu.lg.jp/）からも入手できます。

３　問合せ・申込先

岐阜県社会保険労務士会（本事業受託者）
所在地：〒５００－８３８２　岐阜市薮田東２－１１－１１
ＴＥＬ：０５８－２７２－２４７０
ＦＡＸ：０５８－２７２－２９１０
E-Mail：office@gifu-syarousi.or.jp

○「こども・女性かがやき月間」

県では、「秋のこどもまんなか月間」及び「男女共同参画推進強調月間」が重なる１１月を、 県独自の取組として「こども・女性かがやき月間」と位置付け、こどもや子育て世帯を社会全体で支える気運の醸成と、男女共同参画の理解促進を図るため、様々な取組を展開

【こどもまんなか月間】

・令和５年度にこども家庭庁が、社会全体でこどもや子育て世帯を支える気運を高めることを目的に、毎年、春（５月）と秋（１１月）を「こどもまんなか月間」として位置づけ

・平成１６年度から実施されてきた「児童虐待防止推進月間」の取組を引き継ぎ、「秋のこどもまんなか月間」の一環として「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施

【男女共同参画推進強調月間】

・「男女共同参画社会基本法」の施行を受け、平成１５年度に制定した「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」において、毎年１１月を「男女共同参画推進強調月間」として位置づけ